

平成 30 年度 第 1 回伊勢市農業振興地域整備促進協議会 議事概要

開催日	平成 31 年 2 月 25 日 (月)	時間	14 時 00 分～15 時 20 分
場 所	御園総合支所 2 階 講堂	出席者	別紙のとおり

事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 30 年度 農用地利用計画の変更について (2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について (3) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定について 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 農用地利用計画変更の結果について 5 その他 6 閉会
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (農林水産課長) <ul style="list-style-type: none"> ・委員の変更があったため紹介 (河井委員が新たに委員となった)。 ・本協議会は、伊勢市の附属機関に位置づけられていることから、会議の運営上支障が生ずる場合を除き、原則公開となる。しかし、本協議会で審議いただく内容には多くの個人情報が含まれ、公開することで個人や法人の不利益が生ずるおそれがあるため、公開しないこととする。 ・議事の概要の記録については、個人を特定できない記載にて公開する。 2 会長あいさつ ※あいさつ後、会長が議長となり進行を行う (議長) <ul style="list-style-type: none"> ・本日の出席者は、本協議会委員 19 名中 17 名が出席のため、伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則第 3 条第 3 項により会議は成立。 ・議事録署名者として、泉一嘉委員、中西善夫委員を指名。 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 30 年度 農用地利用計画の変更について (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・議案の説明に入る前に、伊勢市の農用地区域、伊勢市農業振興地域整備計画、地域農業の振興に関する計画の概要を説明。 ・今回、除外の申出は 11 件、編入の申出は 6 件ある。 【除外】 <ul style="list-style-type: none"> ・30-1 の除外目的は地下水揚水施設。事前に白地農地を含めた周辺の土地を何箇所か揚水量試験及び水質試験を実施した結果、当該地が最適であった。農用地区域の端に当たる。当該地は土地改良事業の完了後 8 年経過地。 ・30-2 の除外目的は農家の分家住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過地。 ・30-3 の除外目的は農家の分家住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過地。 ・30-4 の除外目的は農家の自己住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過地。

- 30-5 の除外目的は賃貸商業施設。当該地は、土地改良事業の受益地であり、事業完了後 8 年未経過地となっている。このような場所では地域農業の振興に寄与する施設で無いと除外はできないため、事務局では除外の要件を満たしていないと判断している。
- 30-6 の除外目的は農家の自己住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過地。
- 30-7 の除外目的は農家の分家住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過地。
- 30-8 の除外目的は農家の分家住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過地。
- 30-9 の除外目的は農家の分家住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業の完了後 8 年経過地。
- 30-10 の除外目的は農家の自己住宅。農用地区域の端に当たる。代替地無し。当該地は土地改良事業完了後 8 年未経過。
- 30-11 の除外目的は分譲住宅、農振農用地区域の端には当たる。こちらは、「宅地分譲のみ」の計画であるため農地転用の許可が下りない。除外後に他法令等により計画が達成されない場合は、除外は行わないことになっているため、事務局では除外の要件を満たしていないと判断している。

【編入】

- 編 30-1 の当初の除外目的は共同住宅。平成 24 年度に除外の申出があり、平成 25 年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
 - 編 30-2 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 20 年度に除外の申出があり、平成 21 年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
 - 編 30-3 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 20 年度に除外の申出があり、平成 21 年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
 - 編 30-4 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 22 年度に除外の申出があり、平成 23 年に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
 - 編 30-5 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 25 年度に除外の申出があり、平成 26 年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
 - 編 30-6 の当初の除外目的は農家の分家住宅。平成 25 年度に除外の申出があり、平成 26 年度に除外決定となったが、その後、計画が無くなったため農用地区域に編入。
- 事務局としては、30-1 から 30-4、30-6 から 30-10、編入案件全件を認めていく方向で考えている。

(委員)

- 除外要件の中に「土地改良事業の事業完了後、8 年以上経過していること」とあるが、農家住宅であればこの要件は必要なくなるのか。

(事務局)

- 8 年未経過地では原則除外はできないが、全て除外をしないことによって、かえって地域の農業にマイナスにならないように他の除外要件を満たせば農家の分家住宅は認めている。

(委員)

- 現在小俣地区の農振農用地の農地はパイプライン工事をしているが、全部8年以上は待って下さいと言っている中で、農家住宅ならば認められるのであれば、何のために待ってもらうか分からない。

(事務局)

- 小俣地区の農用地区域は、あと10年位はルール上、何も建てられないということになる。
- 農振除外の手続きの中で、関係土地改良区の意見書をいただくが、そこで認められないという意見があると同意を得ていないことになり、除外が難しくなる。

(事務局)

- 原則として8年ルールがある中、農業を継続してく上で必要であると考えていける分家住宅・産直施設について、地域農業をこれからまだ振興していく部分で必要なものとして、国も示しているため。地元の土地改良区の皆様の考え方もあるが、ご理解いただきたい。

(委員)

- 農家の定義はどうなっているのか。例えば、相続で一筆だけ所有することになった方は農家になるのか。そういうものを全て認めていくのか。

(事務局)

- 農振の関係では、何日農業に従事という定義は無いが、農地を持っているだけでは、除外は認めないようにしている。ただ、農地は一筆であっても管理をする人がいなければ荒れていく。一筆しかない農地の一部に家を建てるということであっても、そこを耕作し守っていただく方であれば農家ということで判断している。

(委員)

- 土地改良区がダメという意見を言っても、市や県が良いと言ったら通っていくではないか。

(事務局)

- 除外の手続きとして法律にも定めがあるが、関係土地改良区の同意を得ることとなっており、土地改良区からの意見書でダメと書かれた場合は、除外の手続きは進まなくなる。

(委員)

- 30-11は、非常に排水が悪いところ。よほど盛土をしないと住宅は建てられない。

(委員)

- 30-11は、農地法的には「宅地分譲」という目的であるためダメという事である。これが例えば建売住宅や個人が住宅を建てるということであれば、農地法的には許可が下りる。

(議長)

- 「30-1 から 30-4、30-6 から 30-10 と編入案件」は承認として、関係土地改良区に聞く、「30-5、30-11」は不承認とする。

【異議なし】

(2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について

(3) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定について

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」と「伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定について」は相関連する内容となるため、一括して審議す

る。

(事務局)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画」「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」に記載の内容は、(1)の全案件が入った形で作成されているため、(1)で不承認となった案件は外すこととして修正させていただきたい。
- 「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」は、通称27号計画と言う。
- 27号計画は、策定後5年間で計画期間となっており、平成30年10月9日に5年が経過している。そのため、今回、新たな27号計画を策定する。
- 基本的には、前回の計画を踏襲しながら修正等をかけて策定している。
- 新たな27号計画を策定するにあたり、前回の計画で位置付けていた案件について、全部確認した。計画が達成された等の案件は外し、まだ計画が達成されていない案件はその状況を確認した。その中で、もう計画が無くなったものは、議案第1号の編入案件になる。
- 計画があるが遅れているものが、9ページの26-6から29-1になり、引き続き進めるという意味で、今回新たな27号計画に再度入れる。

【質問なし】

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」、「伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定について」は承認する。

【異議なし】

※議事は全て終了

4 報告事項

平成29年度 農用地利用計画変更の結果について

(事務局)

- 昨年の農振協議会でご審議いただいた案件についての結果を報告させていただく。
- 昨年度の協議会で承認された産直施設を作るという案件は、協議会后、県との協議の中で、農地転用許可に必要な具体的な事業計画が足りないということで、申出者に追加で資料の提出などを求めた。何度かそのやり取りを行っている中で、申出者から除外申出の取り消しの依頼があったため、除外に至っていない。それ以外は、協議会で議決どおり除外が行われた。

5 その他

なし

(議長)

- 以上をもって伊勢市農業振興地域整備促進協議会を閉会する。

伊勢市農業振興地域整備促進協議会委員

《任期：2018年3月10日～2020年3月9日》

推薦母体	所 属	役 職	氏 名	H31.2.25 協議会 出欠
伊勢市農業委員	浜郷		川畑 幸也	○
	四郷		泉 一嘉	○
	豊浜	副会長	中西 重喜	○
	北浜		北村 安弘	○
	城田		森川 正弘	○
	宮本		岡田 敏男	○
	二見		田畑 春雄	○
	御菌		早川 繁一	
	小俣	会長	大西 正義	○
伊勢市管内 土地改良区	宮川用水土地改良区		森 圭司	○
	宮川左岸第二土地改良区		中西 善夫	○
	宮川右岸御菌土地改良区		辻村 次夫	
	伊勢北部土地改良区		天白 和弘	○
	五十鈴川用水土地改良区		上野 尚	○
	豊浜土地改良区		奥山 伊助	○
	村松土地改良区		山中 茂樹	○
	小俣町土地改良区		辻 経生	○
伊勢農業協同組合			河井 英利	○
伊勢市農業委員会事務局			日置 幸美	○
計			19	17

事務局

伊勢市産業観光部 農林水産課	課長	柑子木 清仁
	農林係主査	山中 強